

令和 2 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 2 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、平成28年財政援助団体等監査、平成29年財政援助団体等監査、平成29年行政監査（システム投資の有効性について）、平成30年財政援助団体等監査、平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）、平成30年行政監査（情報システムの効率的かつ効果的な運用について）、令和元年定例監査、令和元年行政監査（都における情報システムの内部統制のあり方について）、令和元年財政援助団体等監査及び令和元年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年11月30日

東京都監査委員	山内晃
同	早坂義弘
同	茂垣之雄
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

目 次

第1 措置の概要	1
第2 通知の内容	
措置通知一覧	10
平成28年財政援助団体等監査	16
平成29年財政援助団体等監査	17
平成29年行政監査（システム投資の有効性について）	18
平成30年財政援助団体等監査	19
平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）	20
平成30年行政監査（情報システムの効率的かつ効果的な運用について）	22
令和元年定例監査	24
令和元年行政監査（都における情報システムの内部統制のあり方について）	27
令和元年財政援助団体等監査	28
令和元年度各会計歳入歳出決算審査	38

第1 措置の概要

東京都の監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和2年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）は、知事等関係機関が令和2年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1のとおりである。

今回は、措置対象575件から前回までに措置済みとなっている495件を差し引いた80件のうち、62件（指摘：51件、意見・要望：11件）が改善された。残る18件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置54件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組76件、合計130件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、次のようなものがある。

- ・ 契約方法の見直しや経費負担の明確化など、契約・仕様等の見直し
- ・ 補助金の返還や説明資料・様式の改良など、返還・戻入等及びマニュアル等の改善
- ・ オンライン調査事業の開始やA Iの活用検討など、デジタルシフトの推進

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都政に対する都民の理解が深められる一助となれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件)

実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成24	行政監査 (土地及び建物の運用・ 管理について)	平成24.9.18 ～ 平成25.1.31	指摘	16	15	—	1
			意見・要望	—	—	—	—
			計	16	15	—	1
平成28	財政援助団体等監査	平成28.9.1 ～ 平成29.1.26	指摘	83	82	1	0
			意見・要望	5	5	—	0
			計	88	87	1	0
平成29	財政援助団体等監査	平成29.9.6 ～ 平成30.1.25	指摘	52	52	—	0
			意見・要望	9	8	1	0
			計	61	60	1	0
	行政監査 (システム投資の有効性に ついて)	平成29.10.11 ～ 平成30.2.1	指摘	3	3	—	0
			意見・要望	1	—	1	0
			計	4	3	1	0
平成30	定例監査	平成30.1.10 ～ 平成30.8.30	指摘	111	110	—	1
			意見・要望	4	4	—	0
			計	115	114	—	1
	公営企業各会計 決算審査	平成30.6.1 ～ 平成30.8.30	指摘	2	1	—	1
			意見・要望	—	—	—	—
			計	2	1	—	1
	財政援助団体等監査	平成30.9.3 ～ 平成31.1.31	指摘	68	68	—	0
			意見・要望	4	3	1	0
			計	72	71	1	0
	行政監査 (公の施設の指定管理につ いて)	平成30.7.17 ～ 平成31.1.31	指摘	—	—	—	—
			意見・要望	29	24	3	2
			計	29	24	3	2
	行政監査 (情報システムの効率的かつ 効果的な運用について)	平成30.10.9 ～ 平成31.1.31	指摘	11	9	2	0
			意見・要望	—	—	—	—
			計	11	9	2	0
令和元	定例監査	平成31.1.8 ～ 令和元.8.29	指摘	68	65	2	1
			意見・要望	11	7	4	0
			計	79	72	6	1
	工事監査	平成31.1.11 ～ 令和2.1.16	指摘	27	26	—	1
			意見・要望	1	1	—	0
			計	28	27	—	1
	行政監査 (都における情報システムの 内部統制のあり方について)	令和元.9.5 ～ 令和2.2.6	指摘	—	—	—	—
			意見・要望	1	—	1	0
			計	1	—	1	0
	財政援助団体等監査	令和元.9.9 ～ 令和2.1.30	指摘	44	11	24	9
			意見・要望	2	1	—	1
			計	46	12	24	10
令和2	公営企業各会計 決算審査	令和2.6.1 ～ 令和2.9.8	指摘	1	—	—	1
			意見・要望	—	—	—	—
			計	1	—	—	1
	各会計歳入歳出 決算審査	令和2.7.13 ～ 令和2.9.8	指摘	22	—	22	0
			意見・要望	—	—	—	—
			計	22	—	22	0
合 計			指摘	508	442	51	15
			意見・要望	67	53	11	3
			計	575	495	62	18

(表2) 各実施年の監査の改善率

(単位：件)

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
平成24年	指 摘	238	237	1	0	99.6	1
	意見・要望	7	7	—	—	100	0
	計	245	244	1	0	99.6	1
平成28年	指 摘	238	237	1	1	100	0
	意見・要望	19	19	—	—	100	0
	計	257	256	1	1	100	0
平成29年	指 摘	271	271	—	—	100	0
	意見・要望	26	24	2	2	100	0
	計	297	295	2	2	100	0
平成30年	指 摘	232	228	4	2	99.1	2
	意見・要望	37	31	6	4	94.6	2
	計	269	259	10	6	98.5	4
令和元年	指 摘	160	123	37	26	93.1	11
	意見・要望	15	9	6	5	93.3	1
	計	175	132	43	31	93.1	12
令和2年(注)	指 摘	23	—	23	22	95.7	1
	意見・要望	—	—	—	—	—	—
	計	23	—	23	22	95.7	1

(注) 令和2年実施監査のうち、令和元年度各会計歳入歳出決算審査及び令和元年度公営企業各会計決算審査を集計

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分		監査種別		平成 29 年			平成 30 年			令和元年			令和 2 年	計
		平成 28 年	財援	財援	行政 (システム)	財援	行政 (指定管理)	行政 (システム)	定例	行政 (システム)	財援	各会計 歳入歳出 決算審査		
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	17		
		—	—	—	—	—	—	1	—	19	—	20		
	イ 財産・物品 管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	
	ウ 会計処理	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	17	
		1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	20	
	エ 事務処理等	—	1	—	—	—	1	5	1	1	—	—	9	
—		1	—	—	—	2	6	1	1	—	—	11		
小計	1	1	—	—	—	1	5	1	18	19	46			
	1	1	—	—	—	2	7	1	20	22	54			
2 再発防止の取組	ア 要綱等の 制定・改正	—	—	—	—	1	—	—	—	2	—	3		
		—	—	—	—	1	—	—	—	3	—	4		
	イ 契約・仕様等 の見直し	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	2		
		—	—	—	—	1	—	—	—	2	—	3		
	ウ ルール・体制 の構築	—	—	1	1	—	1	1	—	3	3	10		
		—	1	1	1	1	2	3	—	7	18	34		
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	
1		—	—	1	2	—	2	—	19	10	35			
小計	—	—	1	1	3	1	1	—	6	3	16			
	1	1	1	2	5	2	5	—	31	28	76			
合 計	1	1	1	1	3	2	6	1	24	22	62			
	2	2	1	2	5	4	12	1	51	50	130			

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり)：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段(網掛なし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占有・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 基準等に基づき、ホームページの改修を行ったもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定したもの 要綱、指針、基準等を現状に即した内容に改正したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの

1 主な措置事例

負担の取決めが不明確だったイベントの開催経費について、都と共催する自治体と経費負担の取決めを明確化したもの

P. 25 会計管理局 No. 13 (令和元年定例監査)

意見・要望の概要

会計管理局は、複式簿記・発生主義会計による新公会計制度の普及・促進のため、制度導入の先行自治体と連携し「新公会計制度普及促進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置して活動を行っており、連絡会議では年に1回程度、全国の自治体関係者等を対象にしたイベントを開催している。

イベントの開催経費について見たところ、連絡会議構成自治体間での負担の取決めが不明確な状態のまま、都が全ての経費を支出していることが認められた。

そこで、構成自治体間におけるイベント開催経費の負担の取決めについて明確にするよう検討を求めた。

措置の概要

開催経費の負担に関し、連絡会議の議決事項として協議した結果、今後は会場利用料金については開催地自治体の負担とし、印刷費用や郵送費など、その他の経費は東京都の負担とすることを決定し、構成自治体間での費用負担についての考え方を明確にした。

規模を固定した従来の契約方法を見直し、実績に応じた支払方法へ変更することで、経費の削減を図ったもの

P. 26 教育庁 No. 15 (令和元年定例監査)

意見・要望の概要

教育庁は、事務局職員等を対象として、長期休職者の職場復帰等を目的とする精神保健相談事業を総価契約により委託している（契約額534万6,000円）。

この事業を見たところ、平成30年度の計画規模が年間延べ80人程度と想定していたところ、実際の相談数は年間延べ18人という状況であった。相談数の規模は契約当初に予測することが困難なため、相談実績に応じた支出とする契約方法（単価契約）に改めることができるかどうか検討する必要がある。

そこで、本事業に係る契約方法の見直し等を検討するよう求めた。

措置の概要

庁は、総価契約を見直し、相談実績に応じた支出とする単価契約へ変更した。

(注) 契約額（推定総金額）98万5,957円

審査方法の改善を行うとともに、社会福祉法人等に対し過大に交付した補助金が返還されたもの

P. 19、28～35 社会福祉法人等・福祉保健局 No. 4、18～36
(平成30年及び令和元年財政援助団体等監査)

指摘及び意見・要望の概要

福祉保健局が社会福祉法人等に対し交付している補助金について見たところ、東京都保育サービス推進事業補助金や東京都保育士等キャリアアップ補助金の対象となる児童数の算定誤りなどがあり、補助金を過大に交付している状況であった。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

また、補助対象施設数が多く、かつ、申請項目が多岐にわたり複雑である東京都保育サービス推進事業補助金については、これまでも多数の補助金過大交付事例が指摘されており、局としても審査方法の改善の取組を行っているが、再度指摘となっていることから、より実効性のある取組を求めた。

措置の概要

局は、社会福祉法人等17団体から不適正な補助金計796万4,000円の返還を受けた。

また、東京都保育サービス推進事業補助金について、説明会参加対象施設の拡大や局による現地調査実施施設数の拡大、全ての施設に対する根拠資料や誓約書の提出依頼などを行い、再発防止を図った。

指定管理者の管理運営状況を評価するに当たり、指針等の改正や評価項目の見直しを行うことで、より適切な評価の実施につながるもの

P. 20 総務局 No. 6 (平成30年行政監査)

意見・要望の概要

各局は、指定管理者の管理運営状況について、総務局が策定した指針や事務の手引に基づき、事業内容や過去の実績値等を考慮し、定量化できる項目は極力目標値を設定しつつ、定性的な項目も併用して評価している。

この評価について見たところ、財務に関しても定性的な評価となっており、施設の管理運営に関する収支等の財務情報・指標についての評価・公表が行われていない状況が認められた。

そこで、財務情報・指標について、複数年にわたって比較が可能な形で評価・公表するなど評価及び情報公開の促進について、具体的かつ早期に検討を求めた。

措置の概要

局は、施設の管理運営に関する収支の状況について、複数年にわたり比較可能な形で、外部有識者で構成する評価委員会へ提出し評価を受けるとともに、評価結果と併せ公表するよう指針及び事務の手引について改正を行った。

個人情報保有システムにおいて、管理権限を有するアクセスIDを特定の操作者に限定して配布することで、サイバーセキュリティの向上を図ったもの

P. 22 福祉保健局 No. 8 (平成30年行政監査)

指摘の概要

福祉保健局は、東京都周産期医療情報システム（以下「周産期システム」という。）のヘルプデスクやシステムの管理作業等の業務を外部委託し、受託者に管理権限を有するアクセスID（以下「特権ID」という。）を付与している。特権IDの管理について見たところ、局の所管部門と受託者との複数人の間で、1つの特権IDを共用しており、業務記録と操作ログの突合などのチェックも行っていない状況が認められた。これでは、個人情報を保有する周産期システムに対して不正な操作が行われた場合、操作した者を特定することができない。

そこで、人数分のIDを配布するなど、特権IDの運用を適切に行うよう求めた。

措置の概要

局は、東京都周産期医療情報システムサイバーセキュリティ実施手順の再整備を実施するとともに、特権IDを使用した操作者を特定するため、必要なシステム改修を行い、特権IDは、プロジェクトリーダー等アクセスが必要な3名のみ限定して配布した。

デジタルトランスフォーメーションの更なる推進に取り組むことで、都の業務改革及び都民サービスの向上につなげるもの

P. 27 戦略政策情報推進本部 No. 16 (令和元年行政監査)

意見・要望の概要

デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）について、国等の先駆的な事例の調査では、ICT化による業務効率化にとどまらず、ICTの活用によってビジネスモデルの変革を行うDXの推進により、サービスそのものの向上を実現しようとする取組が見られた。また、民間企業では、安全にデータを操作できる環境に顧客情報を一元管理する共通プラットフォーム(注)を全社横断で構築し、個々の顧客に関する全ての接点をつなげ、その動向や属性に応じて最適なサービスを提供することで、顧客の体験価値を向上させている。

都においても、これまで局ごとに縦割りで構築することが前提となっていたシステムについて、更なる都民・事業者サービスの向上を図るため、例えば各局間の枠を超えた共通プラットフォームを構築して各局の業務システムを連携させることにより、都民にワンストップで行政サービスを提供することなどが有効と考える。

そこで、各局と連携して都の業務改革及び都民サービスの向上に資するDXの更なる推進に取り組むよう求めた。

(注) ハードウェアの違いやOSの違いを吸収し、ソフトウェア開発者やユーザーに利用しやすい環境を提供するものをいう。

措置の概要

本部は、各局のDXの推進に資する事業の一つとして、都民等を対象とし、インターネット上のサービスを活用してアンケートを実施するオンライン調査事業を開始した。加えて、現在複数部局で独自に展開しているチャットボットについて、その入り口を都の総合窓口として一本化する共通基盤の構築を進めている。また、行政手続ワンスオンリーモデル事業、SNS分析、AI活用及び職場ショーケーシング(注)の実施に向けて検討を進めている。

(注) 取組について提示・PRすることをいう。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
平成28年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
1	港湾局（東京港埠頭株式会社）	雨水取付管に係る財産情報システムの登録及び下水道局への引継ぎを適切に行うべきもの			◎					○	16
平成29年財政援助団体等監査											
【意見・要望事項】											
2	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）	組織委員会の生涯予算について				◎				○	17
平成29年行政監査（システム投資の有効性について）											
【意見・要望事項】											
3	戦略政策情報推進本部	情報システム台帳の整備について								◎	18
平成30年財政援助団体等監査											
【意見・要望事項】											
4	福祉保健局（社会福祉法人等80団体）	東京都保育サービス推進事業補助金の審査について								◎○	19
平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）											
【意見・要望事項】											
5	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	定量目標値の見直しについて								◎	20
6	総務局	財務情報・指標に係る評価及び情報公開の促進について							◎	○	20
7	総務局	利用者サービス事業の最適化の支援について								◎	21
平成30年行政監査（情報システムの効率的かつ効果的な運用について）											
【指摘事項】											
8	福祉保健局	管理権限を有するアクセスIDの運用を適切に行うべきもの							○	◎	22
9	福祉保健局	情報システムのパスワードについて、規程を改めるとともに、セキュリティ設定を見直すべきもの							◎	○	23

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和元年定例監査											
【指摘事項】											
10	主税局	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	○				◎			○	24
11	教育庁	積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえて適切に設定すべきもの					◎			○	24
【意見・要望事項】											
12	財務局	財産をより適切に管理するための巡回等実績の把握について					◎			○	25
13	会計管理局	イベント開催経費に係る負担の取決めについて					○			◎	25
14	会計管理局	新公会計制度の活用促進に向けた各局への情報発信について					◎				26
15	教育庁	精神保健相談事業に係る実施方法及び契約方法について					◎			○	26
令和元年行政監査（都における情報システムの内部統制のあり方について）											
【意見・要望事項】											
16	戦略政策情報推進本部	業務改革及び都民サービスの向上に資するDXの更なる推進について					◎				27
令和元年財政援助団体等監査											
【指摘事項】											
17	主税局（公益財団法人東京税務協会）	安全かつ効率的な資金管理運用を行うべきもの					◎	○			28
18	福祉保健局（社会福祉法人さくらぎ会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	28
19	福祉保健局（社会福祉法人なの花会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	29
20	福祉保健局（社会福祉法人わかみや福祉会）	補助金を返還すべきもの	◎						○	○	29
21	福祉保健局（社会福祉法人紅葉の会）	補助金を返還すべきもの	◎						○	○	29
22	福祉保健局（社会福祉法人東中川会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	30
23	福祉保健局（社会福祉法人東保育会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	30
24	福祉保健局（社会福祉法人不動福祉会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	30
25	福祉保健局（社会福祉法人友好福祉会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	31
26	福祉保健局（社会福祉法人豊仁会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	31
27	福祉保健局（社会福祉法人南町保育会）	補助金を返還すべきもの	◎						○	○	31
28	福祉保健局（社会福祉法人てつなぎの会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	32
29	福祉保健局（社会福祉法人彩保育会）	補助金を返還すべきもの	◎						○	○	32
30	福祉保健局（社会福祉法人栄光会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	32
31	福祉保健局（社会福祉法人吹上会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	33
32	福祉保健局（社会福祉法人相友会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	33
33	福祉保健局（社会福祉法人豊仁会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	33
34	福祉保健局（社会福祉法人福翠会）	補助金を返還すべきもの	○					◎			34
35	福祉保健局（社会医療法人河北医療財団）	補助金を返還すべきもの	◎						○		34

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
36	福祉保健局（社会福祉法人わかみや福祉会）	補助金の申請を適正に行うとともに審査体制の改善を速やかに行うべきもの							◎	○	35
37	福祉保健局	保管様式の誤った入力制限を是正し、適切な額の補助金を交付できるようにすべきもの							◎		36
38	福祉保健局	補助金交付要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに補助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求めるべきもの							◎	○	36
39	福祉保健局	寄付金の受領について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行うべきもの	○						◎	○	37
40	福祉保健局（公益財団法人城北労働・福祉センター）	越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にすべきもの						◎			37
令和元年度各会計歳入歳出決算審査											
【指摘事項】											
41	戦略政策情報推進本部	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎					○	38
42	総務局	物品が登載漏れとなっているもの			◎					○	38
43	総務局	債権が過大計上となっているもの			◎					○	38
44	財務局	債権が計上漏れとなっているもの			◎					○	39
45	都市整備局	（決算計数について）土地が登載漏れとなっているもの （予算の執行状況等について）財産処理を適正に行うべきもの			◎					○	39
46	住宅政策本部	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎					○	40
47	住宅政策本部	建物が過大登載となっているもの			◎					○	40
48	環境局	会計処理において還付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎					○	40
49	福祉保健局	会計処理において調定額、還付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎					○	41
50	福祉保健局	土地が登載漏れとなっているもの			◎					○	41
51	福祉保健局	物品が過大登載及び登載漏れとなっているもの			○				◎		42
52	福祉保健局	債権が計上漏れとなっているもの			◎					○	43
53	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの			◎					○	43
54	建設局	土地が過大登載となっているもの			◎					○	43
55	建設局	建物が過大登載となっているもの			◎					○	44
56	港湾局	債権が計上漏れとなっているもの			◎					○	44
57	東京消防庁	物品が過大登載となっているもの			○				◎	○	44
58	教育庁	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上及び過小計上となっているもの			◎					○	44
59	警視庁	建物が過大登載及び登載漏れとなっているもの	◎							○	45
60	警視庁	商標権が登載漏れとなっているもの	◎							○	45
61	警視庁	物品が過大登載及び登載漏れとなっているもの	◎							○	45
62	取用委員会事務局	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			○				◎		45

(表5) 措置通知一覧 (指摘区分別)

番号	対象局 (団体)	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
【会計処理 (歳入・収入)】												
41	戦略政策情報推進本部	1決算	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	38	
46	住宅政策本部	1決算	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	40	
48	環境局	1決算	会計処理において還付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	40	
49	福祉保健局	1決算	会計処理において調定額、還付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの			◎				○	41	
58	教育庁	1決算	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上及び過小計上となっているもの			◎				○	44	
62	収用委員会事務局	1決算	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			○				◎	45	
【都税】												
10	主税局	1定例	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	○			◎				24	
【契約 (その他)】												
15	教育庁	1定例	精神保健相談事業に係る実施方法及び契約方法について				◎				26	
【会計処理 (歳出・支出)】												
13	会計管理局	1定例	イベント開催経費に係る負担の取決めについて				○			◎	25	
40	福祉保健局 (公益財団法人城北労働・福祉センター)	1財援	越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にすべきもの					◎			37	
【補助金等】												
4	福祉保健局 (社会福祉法人等80団体)	30財援	東京都保育サービス推進事業補助金の審査について							◎	19	
18	福祉保健局 (社会福祉法人さくらぎ会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							28	
19	福祉保健局 (社会福祉法人なの花会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							29	
20	福祉保健局 (社会福祉法人わかみや福祉会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎						○	29	
21	福祉保健局 (社会福祉法人紅葉の会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎						○	29	
22	福祉保健局 (社会福祉法人東中川会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							30	
23	福祉保健局 (社会福祉法人東保育会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							30	
24	福祉保健局 (社会福祉法人不動福祉会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							30	
25	福祉保健局 (社会福祉法人友好福祉会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							31	
26	福祉保健局 (社会福祉法人豊仁会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							31	
27	福祉保健局 (社会福祉法人南町保育会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎						○	31	
28	福祉保健局 (社会福祉法人てつなぎの会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							32	
29	福祉保健局 (社会福祉法人彩保育会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎						○	32	
30	福祉保健局 (社会福祉法人栄光会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							32	
31	福祉保健局 (社会福祉法人吹上会)	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							33	

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
32	福祉保健局（社会福祉法人相友会）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎								○	33
33	福祉保健局（社会福祉法人豊仁会）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎								○	33
34	福祉保健局（社会福祉法人福翠会）	1財援	補助金を返還すべきもの	○				◎					34
35	福祉保健局（社会医療法人河北医療財団）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎					○				34
36	福祉保健局（社会福祉法人わかみや福祉会）	1財援	補助金の申請を適正に行うとともに審査体制の改善を速やかに行うべきもの							◎		○	35
37	福祉保健局	1財援	保管様式の誤った入力制限を是正し、適切な額の補助金を交付できるようにすべきもの							◎			36
38	福祉保健局	1財援	補助金交付要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに補助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求めるべきもの							◎		○	36
39	福祉保健局	1財援	寄付金の受領について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行うべきもの	○					◎			○	37
【財産管理】													
1	港湾局（東京港埠頭株式会社）	28財援	雨水取付管に係る財産情報システムの登録及び下水道局への引継ぎを適切に行うべきもの			◎						○	16
12	財務局	1定例	財産をより適切に管理するための巡回等実績の把握について				◎					○	25
17	主税局（公益財団法人東京税務協会）	1財援	安全かつ効率的な資金管理運用を行うべきもの				◎	○					28
43	総務局	1決算	債権が過大計上となっているもの			◎						○	38
44	財務局	1決算	債権が計上漏れとなっているもの			◎						○	39
45	都市整備局	1決算	（決算計数について） 土地が登載漏れとなっているもの （予算の執行状況等について） 財産処理を適正に行うべきもの			◎						○	39
47	住宅政策本部	1決算	建物が過大登載となっているもの			◎						○	40
50	福祉保健局	1決算	土地が登載漏れとなっているもの			◎						○	41
52	福祉保健局	1決算	債権が計上漏れとなっているもの			◎						○	43
53	産業労働局	1決算	出資による権利が過大登載となっているもの			◎						○	43
54	建設局	1決算	土地が過大登載となっているもの			◎						○	43
55	建設局	1決算	建物が過大登載となっているもの			◎						○	44
56	港湾局	1決算	債権が計上漏れとなっているもの			◎						○	44
59	警視庁	1決算	建物が過大登載及び登載漏れとなっているもの		◎							○	45
60	警視庁	1決算	商標権が登載漏れとなっているもの		◎							○	45
【物品管理】													
42	総務局	1決算	物品が登載漏れとなっているもの			◎						○	38
51	福祉保健局	1決算	物品が過大登載及び登載漏れとなっているもの			○				◎			42
57	東京消防庁	1決算	物品が過大登載となっているもの			○				◎		○	44
61	警視庁	1決算	物品が過大登載及び登載漏れとなっているもの		◎							○	45

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				アイ	ウ	エ		アイ	ウ	エ		
【システム】												
3	戦略政策情報推進本部	29行政	情報システム台帳の整備について							◎		18
8	福祉保健局	30行政	管理権限を有するアクセスIDの運用を適切に行うべきもの			○				◎		22
9	福祉保健局	30行政	情報システムのパスワードについて、規程を改めるとともに、セキュリティ設定を見直すべきもの			◎				○		23
16	戦略政策情報推進本部	1行政	業務改革及び都民サービスの向上に資するDXの更なる推進について			◎						27
【その他】												
2	オリンピック・パラリンピック準備局（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）	29財援	組織委員会の生涯予算について				◎			○		17
5	生活文化局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	30行政	定量目標値の見直しについて						◎			20
6	総務局	30行政	財務情報・指標に係る評価及び情報公開の促進について					◎		○	○	20
7	総務局	30行政	利用者サービス事業の最適化の支援について								◎	21
11	教育庁	1定例	積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえて適切に設定すべきもの			◎				○		24
14	会計管理局	1定例	新公会計制度の活用促進に向けた各局への情報発信について			◎						26

〔平成28年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
					措置区分		
1	港湾局 (東京港埠頭株式会社)	雨水取付管に係る財産情報システムの登録及び下水道局への引継ぎを適切に行うべきもの	<p>局は、会社との間で、「中防外1号線雨水取付管の整備に関する業務委託」契約を締結し、雨水取付管の新設工事（以下「本工事」という。）を行わせている。</p> <p>本工事については、会社から局への工事完了報告が平成28年3月31日付けで提出されており、それを受けて、局は平成28年5月9日付けで会社へ委託料を支払っている。</p> <p>ところで、東京都公有財産台帳等処理要綱では、新設により財産を取得した場合は、当該財産が完成した時点を取得年月日として取得登録処理を行うものとしている。</p> <p>しかしながら、監査日現在、雨水取付管の財産登録はなされていない。</p> <p>また、当該雨水取付管は、完成後に下水道局へ引継ぐものであるにもかかわらず、監査日現在、引継ぎが行われていない。</p> <p>局は、財産情報システムの登録及び下水道局への引継ぎを適切に行われたい。</p>	<p>雨水取付管の財産情報システムへの登録を行い、再発防止策として関係部署による会議を開催し、財産取扱方法の確認と周知を行った。</p> <p>【1-ウ、2-エ】</p> <p>また、下水道局への財産の引継ぎは、雨水管本管の沈下の終息及び補修工事の完了後速やかに行う予定であるが、沈下の終息までは数十年かかることも予想されるため、継続して雨水取付管の適切な管理及び沈下の測量を行っていく。</p>			
					1		
					ア	イ	ウ
		◎					○

〔平成29年財政援助団体等監査〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
2	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)	組織委員会の生涯予算について	<p>組織委員会が行う東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の運営等に係る全ての収益・費用（以下「生涯予算」という。）については、平成28年12月に発表した生涯予算及び組織委員会以外が負担するその他経費を示した予算の全体像（バージョン1）（以下「V1予算」という。）で5,000億円の収支均衡となっている。また、その後、平成29年5月に組織委員会、都、国及び競技会場が所在する自治体の4者により、経費分担に関する基本的な方向についての合意（以下「大枠合意」という。）で示された組織委員会の経費負担は、6,000億円となっている。</p> <p>組織委員会によれば、このV1予算や大枠合意による経費負担は、最終的な生涯予算に至る前の暫定的な性格の予算であり、今後策定する生涯予算及び大会実施に向けて、更に経費の縮減・効率化を図りながら、必要な財源の確保に努めるとともに、大枠合意に基づき、役割分担及び経費分担の具体化を図っていくとしている。</p> <p>ところで、このV1予算及び大枠合意では、年度ごとの予算計画や現在までの収支実績については、示されていない。そのため、生涯予算に対して、今後の年度ごとの予算がどうなるのか、また、生涯予算に対して現状はどの程度の収支実績となっているかが分からないものとなっている。</p> <p>また、V1予算では10項目の支出内訳を公表しているが、V1予算には調整中の見積りや仮定が多く含まれていることから、監査においても、予算の確実性や網羅性などが十分には検証できなかった。</p> <p>組織委員会は、今後策定する生涯予算については、業務の内容や計画が具体化していく段階に応じて、予算計画や見積方針などを明らかにすることが望まれる。</p>	<p>令和元年12月に公表した「大会経費V4（バージョン4）」において、予算の見積もり方針を示している。また、2018年度決算より生涯予算の項目に合わせた形で「決算概要キャッシュフローベース」を公表しているが、2019年度決算においても「決算概要キャッシュフローベース」を公表するとともに、生涯予算に対する累積の収支実績である「大会経費執行状況」を公表した（これは情報公開の新たな取組）。</p> <p>【1-エ】 2020年度決算においても「決算概要キャッシュフローベース」を公表するとともに、引き続き、「大会経費執行状況」を公表していく予定である。また、大会終了後も、都民・国民に分かりやすい形で生涯予算に対応する決算を示していくことを検討している。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎			○		

〔平成29年行政監査（システム投資の有効性について）〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
3	戦略政策情報推進本部	情報システム台帳の整備について	<p>総務局情報通信企画部（注）は、要綱及び手引に基づき、システムアセスメントを実施している。企画段階及び要件定義段階におけるシステムアセスメントの目的の一つは、各局の事業を支える業務・情報システムにおいて、全庁最適化が図られているか判断することである。</p> <p>また、地方公共団体におけるITガバナンスの強化ガイド（平成19年7月 総務省）によれば、全体最適化を行うには、その前提として全庁的に情報資産の一元的把握を行うことが必要であり、導入・運用コストを含めたシステム台帳を整備し、その上で最適化に取り組むことが可能となるとされている。</p> <p>部は、予算調整等の過程を通じ、各局のシステムの費用の情報のほか、用途、開発等委託先、開発・更新過程等の情報を入手・蓄積して事業に活用してきたが、監査日現在、部はこれらの情報のうち、所管局名、システムの名称、予算額等を一覧できるリストを作成しているものの、開発等委託先、システムの更新予定時期等の情報がそのリストには記載されていない。これでは、全庁最適化の観点であるシステム統合の検討等が効率的に行えないおそれがある。</p> <p>部は、全庁最適化の観点からシステムアセスメントを行う上で必要な情報を管理できる一覧性のある情報システム台帳の整備について検討することが望まれる。</p> <p>（注）組織改正に伴い、平成31年4月に「戦略政策情報推進本部」を新たに設置し、事業を移行した。</p>	<p>所管局名、システムの名称、予算額、システムの概要やシステム規模、開発等委託先、機器等の貸借先、システム更新時期等といった、システムアセスメントを行う上で必要な情報を一覧で管理するシステム台帳を作成し、令和2年度から運用している。</p> <p>【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ

〔平成30年財政援助団体等監査〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
4	福祉保健局 (社会福祉 法人等80団 体)	東京都保育 サービス推 進事業補助 金の審査に ついて	<p>局は、社会福祉法人等の団体に対し、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>本補助金は、各施設の保育の実績に応じた各種の数値（以下「実績数値」という。）に基づいて補助額が算定されるものであるが、本年及び近年の監査において、団体から報告された実績数値が実際の数値と異なっていたことなどにより、多数の補助金過大交付事例が指摘されているところである。</p> <p>このことについて局は、各施設に実績数値の根拠となる資料（以下「根拠資料」という。）の保管を義務付けるとともに、新規開所施設と一部抽出した施設に対して現地指導を行うほか、自動計算機能を付加した申請様式作成ファイルや各種のチェックリスト、Q&A等を整備し団体に提供するなどして、適正な実績数値に基づく申請がなされるように努めているところである。</p> <p>しかしながら、局は、現地指導対象とする一部の施設を除き、審査において団体から報告された実績数値についてその根拠資料の確認を行っておらず、このことにより、根拠資料を確認していれば防止できた補助金過大交付が発生している状況にある。</p> <p>局は、補助事業に関し団体を監督する権限に加え、団体の運営を直接指導する権限も有しており、様々な手法を活用した本補助金の審査方法の改善について、検討することが望まれる。</p>	<p>① 施設が保育サービス推進事業を運用する際に主として参照する「加算項目説明資料」のQ&Aを追記する等の修正を行い、施設がよりわかりやすくなるように改善した。 【2-ウ】</p> <p>② 施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、適正な申請に資するよう大幅に改良し、令和2年2月3日に各団体に配布した。 【2-ウ】</p> <p>③ 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で①の各加算項目説明資料や、②の参考様式について施設宛てに説明を行い、更なる制度の理解を図った。 【2-エ】</p> <p>④ 例年、新規開設施設全施設及び既存施設10施設について現地調査を実施しているが、令和2年度においては、既存施設の調査数を10施設から20施設へ拡充した。 【2-ウ】</p> <p>⑤ 特に算定誤りの多い「アレルギー児対応」について、適正な審査を行うことができるよう、施設が実績数値の根拠資料として作成・保管している「保管様式」について、令和元年度から、全施設への提出依頼及び審査を行い、審査方法の改善を図った。 【2-ウ】</p> <p>⑥ 施設が補助制度に係る関係資料（補助金交付要綱、加算項目資料等）を確認し、制度を理解した上で、適正な申請及び実績報告の提出を行うよう、令和2年度から、全施設へ「誓約書」の提出を依頼する。 【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎	○	

〔平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
5	生活文化局 (公益財団 法人東京都 歴史文化財 団)	定量目標値 の見直しに ついて	<p>東京芸術劇場の指定管理者である財団は、「提案書類（事業計画書）」において、平成29年度から平成32年度（令和2年度）までの各ホール稼働率等の目標値を、過去の稼働状況を基に算出し、近年充実を図ってきた自主事業による利用を見込んだ数値としていなかった。</p> <p>施設稼働率は、劇場の施設・サービスに対する社会的需要を反映しており、サービスの水準・効果と相関する側面もあることから、自主事業による利用を見込んだ稼働率目標を設定することで、結果としてサービスの増進につながるようになる。</p> <p>定量目標について、サービス向上の観点からも、目標値を見直すことが望まれる。</p>	<p>令和3年度以降の新たな指定管理者選定に当たり、これまでの自主事業による利用を踏まえた施設稼働率の目標値を指定管理提案書において改めて設定した。【2-イ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
					◎			
6	総務局	財務情報・ 指標に係る 評価及び情 報公開の促 進について	<p>各局は、指定管理者の評価について、「東京都指定管理者管理運営評価に関する指針」及び「『東京都指定管理者管理運営評価に関する指針』に関する事務の手引」に基づき、各年度、仕様書や事業計画書に記載された事業内容や過去の実績値等を考慮し、量化できる項目は極力目標値を設定しつつ、定性的な項目も併用して、幅広い実績の測定が可能となるように項目を設定している。</p> <p>この評価について見たところ、財務に関しても、適切な財務運営が行われているかなどの定性的な評価となっており、指定管理料の収支等の財務情報・指標についての評価・公表が行われていない状況が認められた。</p> <p>指定管理者制度の目的である住民サービスの向上と行政の効率化について、都民への説明責任を十分に果たす観点から、財務情報・指標について、複数年にわたって比較が可能な形で評価・公表することが有効である。</p> <p>財務情報・指標に係る評価及び情報公開の促進について、具体的かつ早期に検討されたい。</p>	<p>指定管理者制度の見直しに向けた取組の一環として、「東京都指定管理者選定等に関する指針」、「『東京都指定管理者選定等に関する指針』に関する事務の手引」、「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」及び「『東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針』に関する事務の手引」（以下「東京都指定管理者選定等に関する指針等」という。）について、令和2年3月17日付けで改正を行った。この改正により施設の管理運営に関する収支の状況について、過年度分と併せ、複数年にわたり比較可能な資料を、外部有識者で構成する評価委員会へ提出するとともに、管理運営状況評価結果と同日付けで公表することとした。【2-ア】</p> <p>東京都指定管理者選定等に関する指針等の改正について、令和2年3月17日付31総行革行第493号「東京都指定管理者選定等に関する指針等の改正について（通知）」により各局等指定管理者制度担当部長宛てに通知し、周知した。【2-ウ、2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
				◎		○	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
7	総務局	利用者サービス事業の最適化の支援について	<p>「『東京都指定管理者管理運営評価に関する指針』に関する事務の手引」では、</p> <p>① 指定管理者が行う自主事業については、必要に応じて、使用許可等の手続を別途経てから実施するものとする</p> <p>② 設置条例で明示的に列挙されていない業務であっても、施設特性や設置目的等に照らし、設置条例で定める業務の範囲に含まれるもの（以下「付随業務」という。）については、指定管理業務として、別途の手続を経ずに、指定管理者の指定のみを根拠に実施することが許される</p> <p>③ どのような業務を付随業務とするかは個々の施設の特性等に応じて、具体的に判断するとしている。</p> <p>レストラン、売店、自動販売機及び駐車場等の便益施設の設置・管理・運営といった、利便性と収益性、双方の要素がある事業（以下「利用者サービス事業」という。）は、指定管理業務や付随業務として実施している事例もあれば、指定管理業務とは切り離して自主事業として別途の手続を経て行われている事例もあることが認められた。</p> <p>こうした利用者サービス事業の実施については、指定管理者制度のみならず多様な手法があるが、他の地方公共団体においては、先進的又は優良な提案がなされるよう後押ししている例も見られる。</p> <p>本監査において各施設の状況を見たところ、従来の手法を長年にわたり踏襲している事例も散見されたが、事業の特性や狙いを踏まえ、絶えず最適な手法を模索していくことが重要である。</p> <p>利用者サービス事業の取扱いについて、多様な手法の整理や他自治体の優れた取組の周知などにより、各施設における最適化の取組を支援することが望まれる。</p>	<p>指定管理者制度の見直しに向けた取組の一環として、他自治体における利用者サービスの向上等に向けた取組を取りまとめ、令和2年3月17日付「他自治体における利用者サービスの向上等に向けた取組について」により、各局等指定管理者制度担当課長宛てに送付し、周知した。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ

【平成30年行政監査（情報システムの効率的かつ効果的な運用について）】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
					措置区分							
8	福祉保健局	管理権限を有するアクセスIDの運用を適切に行うべきもの	<p>局は、東京都周産期医療情報システム（以下「周産期システム」という。）のヘルプデスクやシステムの管理作業等の業務を外部委託し、受託者に管理権限を有するアクセスID（以下「特権ID」という。）を付与しているが、特権IDの管理について見たところ、局の所管部門と受託者との複数人の間で、1つの特権IDを共用しており、業務記録と操作ログの突合などのチェックも行っていないため、システムを操作した人物や操作内容を把握できる運用になっていないことが認められた。</p> <p>このため、個人情報保有する周産期システムに対して不正な操作が行われた場合、操作した者を特定することができない。</p> <p>局は、人数分のIDを配布するなど、特権IDの運用を適切に行われたい。</p>	<p>① 実施手順の再整備 令和元年7月1日付けで東京都周産期医療情報システムサイバーセキュリティ実施手順を再整備し、共用している特権IDの運用について、保守端末のイベントログ及び操作者名を記録する台帳から、システムを操作した人物、作業日及び作業内容を把握することを規定した。 再整備した東京都周産期医療情報システムサイバーセキュリティ実施手順について、令和元年9月18日に開催した受託者との会議において周知した。</p> <p>② 特権IDの再配布 固有の特権IDを人数分発行することにより操作者を特定するため、必要なシステム改修を行い、令和2年3月31日に改修が完了した。</p> <p>【1-エ】 なお、特権IDは、プロジェクトリーダー等アクセスが必要な3名のみ限定し配布した。 システム改修後の運用方法について、令和2年3月18日の受託者との会議において周知するとともに、特権IDの管理方法を書面にし、局の所管部門と受託者とで共有している。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								○			◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
9	福祉保健局	情報システムのパスワードについて、規程を改めるとともに、セキュリティ設定を見直すべきもの	<p>東京都サイバーセキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）では、情報システムで使用するパスワードの桁数、使用文字列の指定、変更の期限等（以下「パスワードの条件」という。）について規程で定めることとされている。</p> <p>そこで、局が所管する東京都周産期医療情報システム及び東京都医療機関情報システムにおいて、パスワードの条件についてそれぞれの規程でどのように定めているかを確認したところ、対策基準で求められている項目のうち一部について定められていないことが認められた。</p> <p>また、規定されていない項目について、実際に両システムで変更の期限等のセキュリティ設定がされているかを確認したところ、設定されていなかった。</p> <p>周産期システムは多くの個人情報を取り扱うシステムであり、パスワードの桁数等について規定されていないことで、情報漏えい等のリスクが高まる。また、医療機関システムは、個人情報を取り扱わないものの、局が医療機関に付与するIDのパスワードについて変更の期限が定められていないことで、医療機関の担当者が交代してもパスワードが変更されず、本来権限のない者により医療機能情報を不正に編集されるリスクが高まる。</p> <p>局が対策基準で示されたパスワードの条件の一部について規定していないことは、適切でない。</p> <p>局は、情報システムのパスワードについて、規程を改めるとともに、セキュリティ設定を見直されたい。</p>	<p>① 周産期システム 令和元年7月1日付で東京都周産期医療情報システムサイバーセキュリティ実施手順を再整備し、パスワードの桁数等について規定した。 再整備した実施手順に基づき、システムのセキュリティを設定した。 【1-エ】</p> <p>② 医療機関システム 国は、令和5年度から全国統一的な検索サイトを運用することを予定しており、都の医療機関システムにおいても、都独自の部分を除いて全国統一版に取り込まれることになった。 現状において、今後大幅な仕様変更を予定している現行システムの改修を行うことは難しい。そこで、令和2年7月29日に関係者向け掲示板において、医療機関が任意にパスワードを変更することができるシステムとなっていることを周知し、少なくとも年1回パスワードの変更を行うよう依頼した。【1-エ】 令和2年10月2日にサイバーセキュリティ実施手順の改定を行い、パスワードの変更を医療機関等において少なくとも年1回は行うよう依頼することを追加した。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎			○		

〔令和元年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
					措置区分							
10	主税局	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	<p>目黒都税事務所は、共同住宅とコインパーキングが所在し、一体として利用されているとは言えない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。</p> <p>また、小規模住宅用地及び非住宅用地それぞれの面積を誤って住宅用地の認定を行っていることは適正でない。</p> <p>これらの結果、固定資産税等が2万5,000円の課税超過となっている。</p> <p>所は、画地及び用途の認定を適正に行われたい。</p>	<p>土地の一部に外部貸し駐車場が存在する場合の画地認定について、居住者用駐車場を外部貸し駐車場に転換する事例が増加しているという昨今の社会情勢を踏まえ、同一画地質疑応答集の一部を改めて令和2年3月末に事務所宛て通知した。【1-E】</p> <p>この改正により本件については同一画地を適用することとし、用途の認定のみ修正した。【1-A】</p> <p>再発防止の取組について、資産税部は、令和2年3月開催の全体課長代理会議及び同年7月に実施した事務指導において、各事務所に対して改正内容の周知及び今後の統一的事務処理の実施について指導を行った。【2-E】</p>	1				2			
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					○			◎				○
11	教育庁	積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえて適切に設定すべきもの	<p>学校徴収金等事務手引では、積立金会計の徴収金額は、過去の徴収・執行実績を基本とし、教育課程や実施行事の変更等を反映させることとされている。その際、繰越金及び卒業時の返還金が予算の2割から3割を超えるような額にならないよう、十分な金額の精査を行うこととされているが、多摩高等学校及び青梅総合高等学校において、卒業時の返還金の予算に占める割合が、それぞれ39.7%、55.1%と高い率となっている状況が認められた。</p> <p>両校は、積立金会計の徴収金額を設定するに当たり、保護者等の負担を軽減するために、経費の執行対象が一部の生徒となると考えられる経費や具体的な執行見込みのない経費を精査するなどして、必要最低限の徴収金額とすべきである。</p> <p>両校は、積立金会計の徴収金額について、実態を踏まえて適切に設定されたい。</p>	<p>青梅総合高校では、令和元年度予算については予備費を減額し、令和2年度予算については希望者のみ執行する事業は原則として都度徴収へ切り替えるとともに、具体的な執行見込みのない経費は計上しないこととすることで、徴収額を減額した。【1-E】</p> <p>また、再発防止の取組としては、予算編成において、過去の実績を踏まえ金額を精査するとともに、経営企画室が担当教員へのヒアリングを行い、卒業年次まで見越した精度の高い計画を作成して、学年全員が参加する芸術鑑賞教室等真に必要な事業に適正な金額を計上することとした。【2-U】</p> <p>多摩高校では、これまで、給付型奨学金（積立金から支出する経費の一部を当該奨学金から支出できる）の認定者についても、当該奨学金の対象外の生徒と同額の積立金を徴収しており、その結果、積立金の不用額及び卒業時の返還金額が大きくなっていった。そこで、令和2年度から、当該奨学金の認定者（令和2年度は31名）については、前年度からの繰越額だけで当該年度の予算分を充足できる場合、積立金を徴収しないこととした。【1-E】</p> <p>また、再発防止の取組としては、予算編成において、執行率の低い教材費等について経営企画室・管理職で確認の上、金額を査定した。さらに、令和元年度まで、選択授業の教材費は学年全員から一律に徴収し、対象外の生徒から徴収したものは予備費として計上していたが、令和2年度から、対象者のみから徴収することとし、予備費を縮減することとした。【2-U】</p>	1				2			
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
12	財務局	財産をより適切に管理するための巡回等実績の把握について	<p>財産運用部は、所有財産のうち1,619件の土地・建物（以下「土地等」という。）について、公益財団法人道路整備保全公社へ巡回、境界確認などの管理業務を委託している。</p> <p>部は、各土地等を安全管理上の問題等の性質別に分類して、巡回等の回数を目安としての区分を設け、受託者と協議の上、各土地等の区分を設定している。委託料は、近隣からの通報による臨機の対応もあることなどから概算払いとし、毎月の巡回等の実績に基づき、この区分ごとの回数に単価を乗じて精算している。</p> <p>ところで、履行確認のための書類を見たところ、用地管理日報等に記載された巡回等実績の場所、区分、実施回数から委託料の算定は適切に行うことができ、かつ地区担当者別月間予定表と照合して必要な土地等の巡回を実施していることも確認できるが、事後に特定の土地等に係る巡回等の内容や実施日を確認するためには、地区担当者の全ての用地管理日報から対象地を拾い出す作業が必要であり、速やかに把握できないことが認められた。</p> <p>部は、所有する土地等の巡回等の状況が容易に把握できるよう、管理業務委託の履行確認書類等を見直すことが望まれる。</p>	<p>部は、所有する土地等の巡回実績を迅速かつ正確に把握するための手段について、公社側と検討を重ねてきた。その結果、巡回場所、巡回者、巡回日等を網羅的に把握できる電子帳票を公社に作成させ、都と共有することで、巡回状況を速やかにかつ容易に一覧で確認できる仕組みを構築し、令和2年4月から運用を開始した。【1-エ】</p> <p>今後は上記帳票を活用することで、速やかに巡回の実施状況を把握し、都として効率的な巡回指示につなげ、引き続き財産をより適切に管理していく。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎				○
13	会計管理局	イベント開催経費に係る負担の取決めについて	<p>管理部は、制度導入の先行自治体と連携し「新公会計制度普及促進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置して活動を行っている。連絡会議は平成23年度の設置以来、制度導入の目的及び実務的課題についての情報交換や、新公会計制度の全国の自治体への普及が一層進むよう情報発信に取り組んできたところである。</p> <p>連絡会議では年に1回程度、全国の自治体関係者等を対象にしたイベントを開催している。</p> <p>そこで、イベント開催経費について見たところ、当該経費について連絡会議構成自治体間での負担の取決めが不明確な状態のまま、都が全ての経費を支出していることが認められた。</p> <p>しかしながら、支出負担行為の根拠となる開催経費の取決め事項については、事前に明確にしておかなければならない。</p> <p>部は、連絡会議のイベント開催経費に係る負担の取決めについて、検討が望まれる。</p>	<p>令和元年度のイベント開催経費については、都と共同主催者である世田谷区との間で綿密に打合せを実施し、会場使用料の負担や作業分担に係る取決めを行った。【1-エ】</p> <p>令和2年度以降の開催経費負担の取決めに関し、新公会計制度普及促進連絡会議の議決事項とし、会場利用料金については開催地自治体の負担とし、印刷費用や郵送費など、その他の経費は従前どおり都の負担とする旨を協議した結果、令和2年6月12日に全会一致で承認された。これにより、構成自治体間で費用負担についての考え方を明確にし、共有を図った。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			○				◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要									
	措置区分												
14	会計管理局	新公会計制度の活用促進に向けた各局への情報発信について	<p>都は、平成18年に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた新しい公会計制度を導入し、管理部では正確な財務諸表作成のための庁内支援を行うとともに、制度の利点について全国の自治体に発信するための自治体間連携を行ってきた。</p> <p>都における新公会計制度の活用状況を見てみると、大規模施設の更新需要の把握等マクロ面での分析は行っているものの、各局による事業単位での検証等ミクロ面での活用は一部事業となっている。</p> <p>部では、財務諸表の活用方法についての検討や、他自治体における活用事例の情報収集を行ってきた。</p> <p>しかしながら、研究成果や入手した活用事例の各局への情報発信の状況を見ると、ホームページへの資料掲載や関連説明会の一部で事例を紹介するにとどまっている。このため、ミクロ面での活用促進に向けて、各局の機運を醸成するよう情報発信に取り組んでいく必要がある。</p> <p>部は、新公会計制度の活用促進に向け、各局への情報発信を充実させていくことが望まれる。</p>	<p>令和元年度末までに目別財務諸表の共通経費按分のシステム化及び事業別財務諸表の共通経費按分の機能の拡大を図るなど、財務会計システムの機能改修を完了し、各局の事業別財務諸表の分析結果の有効活用など事業の検証に取り組みやすい環境を整えた。その改修内容について、各局向け業務説明書の改訂通知（令和2年3月）や財務諸表作成説明会（令和2年6月）などを通じて周知徹底した。【1-エ】</p>									
					1	2							
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎										
15	教育庁	精神保健相談事業に係る実施方法及び契約方法について	<p>総務部は、教育庁事務局職員等を対象として、教育庁精神保健相談事業の委託契約を締結している。当該相談事業について、部は、平成30年度の計画規模として年間延べ80人程度を想定したとしているが、実績は年間延べ18人であった。</p> <p>相談数の規模については、契約当初において予測することは困難であることから、部は、仕様書に記載の実施方法を、本事業のために相談員を確保する現在の方法から、精神保健相談を行うことのできる既存のクリニックやメンタルヘルス事業者等の営業時間において相談を行う方法に改め、その上で、当該事業者等と単価契約による、相談実績に応じた支出とする契約に改めることが可能かどうか検討する必要がある。</p> <p>部は、利用者が利用しやすいように相談機会を拡大するなど、精神保健相談事業に係る実施方法及び契約方法を検討することが望まれる。</p>	<p>令和2年度の精神保健相談事業については、昨年度までの総価契約を見直し、相談実績に応じた支出とする単価契約へと改善措置を行った。</p> <p>【1-エ】</p> <p>令和元年9月4日に係会を開催し、意見・要望事項の概要を報告した上で、同種事業の効率的な実施方法について課題認識の共有を図り、再発防止の取組を行った。【2-エ】</p>									
					1	2							
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
			◎									○	

〔令和元年行政監査（都における情報システムの内部統制のあり方について）〕

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
16	戦略政策情報推進本部	業務改革及び都民サービスの向上に資するDXの更なる推進について	<p>デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）について、国等の先駆的な事例の調査では、ICT化による業務効率化にとどまらず、ICTの活用によってビジネスモデルの変革を行うDXの推進により、サービスそのものの向上を実現しようとする取組が見られた。また、民間企業では、安全にデータを操作できる環境に顧客情報を一元管理する共通プラットフォームを全社横断で構築し、個々の顧客に関する全ての接点をつなげ、その動向や属性に応じて最適なサービスを提供することで、顧客の体験価値を向上させている。</p> <p>都においても、これまで局ごとに縦割りで構築することが前提となっていたシステムについて、更なる都民・事業者サービスの向上を図るため、例えば各局間の枠を超えた共通プラットフォームを構築して各局の業務システムを連携させることにより、都民にワンストップで行政サービスを提供することなどが有効と考える。</p> <p>戦略政策情報推進本部は、各局と連携して都の業務改革及び都民サービスの向上に資するDXの更なる推進に取り組まれない。</p>	<p>各局のDXの推進に資する事業の一つとして、オンライン調査事業を開始した。これは、都民等を対象として、インターネット上のサービスを活用したアンケートを実施し、迅速な施策効果の把握や適切な政策立案に寄与する事業である。</p> <p>加えて、ダッシュボード及びAIチャットボット総合窓口サービスの構築について事業を進めている。また、行政手続ワンストップモデル事業、SNS分析、AI活用及び職場ショールーミングの実施に向けて検討を進めている。</p> <p>これらの事業を着実に実施するとともに、民間等から登用したICT人材を活用しながら、引き続き東京都ICT戦略の着実な実施に向けて各局等の支援を行っている。【1-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				

〔令和元年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要		
			措置区分				
17	主税局 (公益財団 法人東京税 務協会)	安全かつ効 率的な資金 管理運用を 行うべきも の	<p>協会は、保有する資金の安全かつ効率的な運用を図るための資金運用規程を定めているほか、特定資産である事業安定積立資産及び高齢者等互助積立資産について、それぞれ管理運用を図るための各管理規程を定めているが、資金の管理運用状況を見たところ、事業安定積立資産8,186万6,757円と高齢者等互助積立資産2,700万円について、少なくとも4年間使用した実績がないにもかかわらず、定期預金や国債などによる運用をせず、無利息の普通預金で管理していたことが認められた。</p> <p>安全かつ効率的な資金管理運用を行うためには、資金運用規程等に基づき使用予定がある資金は決済性預金で管理し、それ以外の資金は定期預金や国債等で運用するなど、資金管理運用計画（以下「計画」という。）を策定し、管理運用して行くことが必要であるが、協会はこれを行っておらず適切でない。</p>		<p>事業安定積立資産は、管理規程を改正し、管理運用計画を策定、定期預金での運用を開始した。高齢者等互助積立資産は、当面使用予定がないことから、理事会に諮り廃止するとともに、この全額を新たに設置した「本部移転積立資産」として管理・運用を開始した。【1-E】</p> <p>また、特定費用準備資金等取扱規程を新たに制定し、当該資金等の取扱いに関し必要な事項を定めた上で、管理運用計画に毎年度見直しを図る旨を規定するなど、安全かつ効率的な資金の管理運用を行う体制を整えた。【2-A】</p>		
			1	2	<p>協会は、保有する資金に対し、計画を策定し、安全かつ効率的な資金管理運用を行われない。</p>		
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎	○			
18	福祉保健局 (社会福祉 法人さくら ぎ会)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人さくらぎ会が設置するさくらぎこばんで、保育所地域子育て支援推進加算のうち、専門学校生等の保育実習生受入れに対する加算において、対象外である高校生の保育所体験受入れを計上していたことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で7万円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>		<p>過大に交付した補助金7万円について、令和2年3月25日付けで法人から返還を受けた。【1-A】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。【2-E】</p>		
			1	2	<p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>		
			ア	イ	ウ	エ	ア
			◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
19	福祉保健局 (社会福祉法人なの花会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人なの花会が設置するたんぼぼ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、障害児保育事業の算定人数を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で27万1,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金27万1,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
20	福祉保健局 (社会福祉法人わかみや福祉会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人わかみや福祉会が設置するマリヤ保育園で、保育所地域子育て支援推進加算のうち、小中高生の育児体験受入れにおいて、生徒を受け入れた実績書類が確認できなかったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で60万円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>① 過大に交付した補助金60万円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>② 施設が保育サービス推進事業を実施する際に主として参照する「加算項目説明資料」に、実績書類の適切な保管についての説明を追記し、施設がよりわかりやすくなるように改善した。【2-ウ】</p> <p>③ 施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、実績書類を適切に保管できるよう改良し、令和2年2月3日に各団体に配布した。【2-ウ】</p> <p>④ 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で②の各加算項目説明資料や、③の参考様式について施設宛てに説明を行い、更なる制度の理解を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○
21	福祉保健局 (社会福祉法人紅葉の会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人紅葉の会が設置する白糸さくらんぼ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、個別の除去対応をしていない者を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で42万7,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>① 過大に交付した補助金42万7,000円について、令和2年3月26日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>② 施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、実績書類を適切に保管できるよう改良し、令和2年2月3日に各団体に配布した。【2-ウ】</p> <p>③ 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、②の参考様式について施設宛てに説明を行い、更なる制度の理解を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
22	福祉保健局 (社会福祉法人東中川会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人東中川会が設置する西綾瀬りりおっこ保育園及び東中川保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、障害児保育事業において対象外の児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分の西綾瀬りりおっこ保育園で91万2,000円、東中川保育園で2万2,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。(西綾瀬りりおっこ保育園91万2,000円、東中川保育園2万2,000円)【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
23	福祉保健局 (社会福祉法人東保育会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人東保育会が設置する本郷ゆうし保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、零歳児の延長保育事業において対象者の算定人数を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で、5万2,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金5万2,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
24	福祉保健局 (社会福祉法人不動福祉会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人不動福祉会が設置する福生本町保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、一時預かり事業・定期利用保育事業において、記録不備により算定人数を誤ったこと、また、保育所地域子育て支援推進加算のうち専門高校生等の保育実習生受入れに対する加算において、対象外である高校生等の保育所体験受入れを計上したことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で90万3,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金90万3,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
25	福祉保健局 (社会福祉法人友好福祉会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人友好福祉会が設置するこむぎ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、零歳児の延長保育事業において算定人数を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で33万5,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金33万5,000円について、令和2年3月26日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
26	福祉保健局 (社会福祉法人豊仁会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人豊仁会が設置する仲町にこにこ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において看護師の不在月の算定人数を控除しなかったことなどにより、また、保育所地域子育て支援推進加算のうち、出産を迎える親の体験学習において、補助対象となる算定人数を誤ったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で46万5,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金46万5,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
27	福祉保健局 (社会福祉法人南町保育会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人南町保育会が設置する多摩堤保育園、赤堤ゆりの木保育園及びさくら中央保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、除去対応の記録がない者を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分の多摩堤保育園で116万6,000円、赤堤ゆりの木保育園で1万1,000円、さくら中央保育園で57万5,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>① 過大に交付した補助金について、令和2年3月23日及び24日付けで法人から返還を受けた。(多摩堤保育園116万6,000円、赤堤ゆりの木保育園1万1,000円、さくら中央保育園57万5,000円) 【1-ア】</p> <p>② 施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、実績書類を適切に保管できるよう改良し、令和2年2月3日に各団体に配布した。 【2-ウ】</p> <p>③ 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、②の参考様式について施設宛てに説明を行い、更なる制度の理解を図った。 【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
28	福祉保健局 (社会福祉法人てつなぎの会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人てつなぎの会が設置するつちっこ保育園、風の子保育園及び田無ひまわり保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、一時預かり事業・定期利用保育事業において、対象者の算定人数を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分のつちっこ保育園で1,000円、風の子保育園で2万2,000円、田無ひまわり保育園で4万4,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金について、令和2年3月24日、同月25日及び同月26日付けで法人から返還を受けた。(つちっこ保育園1,000円、風の子保育園2万2,000円、田無ひまわり保育園4万4,000円)</p> <p>【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
29	福祉保健局 (社会福祉法人彩保育会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人彩保育会が設置するういず千住大橋駅前保育園及びういず調布深大寺保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、除去対応の記録がない者を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分のういず千住大橋駅前保育園で68万6,000円、ういず調布深大寺保育園で3万8,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>① 過大に交付した補助金について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。(ういず千住大橋駅前保育園68万6,000円、ういず調布深大寺保育園3万8,000円) 【1-ア】</p> <p>② 施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、実績書類を適切に保管できるように改良し、令和2年2月3日に各団体に配布した。 【2-ウ】</p> <p>③ 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、②の参考様式について施設宛てに説明を行い、更なる制度の理解を図った。 【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○
30	福祉保健局 (社会福祉法人栄光会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人栄光会が設置する栄光平山台保育園で、基本額の算定のうち、2歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で1万4,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>① 過大に交付した補助金1万4,000円について、令和2年3月26日付けで法人から返還を受けた。 【1-ア】</p> <p>② 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。 【2-エ】</p> <p>③ 実績報告が適切に行われるよう作成要領を改良し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで注意喚起を行った。 【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
31	福祉保健局 (社会福祉法人吹上会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人吹上会が設置する吹上多摩平保育園で、基本額の算定のうち、2歳児と3歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で1万6,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>① 過大に交付した補助金1万6,000円について、令和2年3月24日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>② 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>③ 実績報告が適切に行われるよう作成要領を改良し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
32	福祉保健局 (社会福祉法人相友会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人相友会が設置する浅川保育園で、基本額の算定のうち、1歳児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で1万2,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>① 過大に交付した補助金1万2,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>② 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>③ 実績報告が適切に行われるよう作成要領を改良し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
33	福祉保健局 (社会福祉法人豊仁会)	補助金を返還すべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育士等キャリアアップ補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人豊仁会が設置する花小金井にこにこ保育園で、基本額の算定のうち、0歳児と4歳以上児の児童数の算定が不適正であったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で2万7,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>① 過大に交付した補助金2万7,000円について、令和2年3月23日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>② 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>③ 実績報告が適切に行われるよう作成要領を改良し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで注意喚起を行った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
34	福祉保健局 (社会福祉 法人福翠 会)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）に対して、東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人福翠会が設置する板橋の里・英智園の平成29年度の補助金について見たところ、「評価加算（努力・実績加算）」のうち「処方薬変更等の入所者・家族への連絡」では、入所者へ新たに薬を処方する際又は処方薬を変更する際に、書面により入所者・家族へ説明するべきところ、書面によっていなかった。また、「サービス評価・改善計画加算」では、第三者評価を踏まえたサービス改善計画・実施状況を施設内に掲示するとともに利用者へ配布等するべきところ、これを行っていなかった。これらにより、いずれの加算項目においても要件を満たさないことから、105万2,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p>	<p>過大に交付した補助金105万2,000円について、令和2年3月30日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】 「サービス評価・改善計画加算」については、実績報告の際に各施設が作成する「実績報告チェックリスト」に、「サービス改善計画・実施状況（別記第6号様式）」を掲示及び周知した場所及び日時を記入する項目を追加し、適切に要件を満たしていることを局と施設の双方が確認できるよう改善した。</p> <p>「処方薬変更等の入所者・家族への連絡」について、令和2年3月25日付けで要綱改正を行い、令和2年度より「努力・実績加算」項目から廃止した。【2-ア】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
				◎			
35	福祉保健局 (社会医療 法人河北医 療財団)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、地域医療構想に基づき、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟の整備を行う医療機関に対し、施設整備及び設備整備に要する経費の一部を補助している。</p> <p>ところで、社会医療法人河北医療財団が設置する天本病院について、平成30年度の備品購入費に係る補助金の交付について見たところ、補助対象外である保守料を含めていたため、24万3,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p>	<p>過大に交付した補助金24万3,000円について、令和2年4月23日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】 補助対象経費が正しく算定されるように、保守料が補助対象外であることを、補助事業者に配布する本事業に係る注意点に記載し、事業計画書様式にも注記した。【2-イ】</p>			
			1	2			
			ア	イ	ウ	エ	ア
◎					○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
36	福祉保健局 (社会福祉 法人わかみや福祉会)	補助金の申請を適正に行うとともに審査体制の改善を速やかに行うべきもの	<p>局は、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。</p> <p>社会福祉法人わかみや福祉会が設置する花と鳥保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応の申請書類を見たところ、1名の平成29年4月分及び同年5月分の申請について、根拠資料である診断書が監査開始時点で提示されなかったため監査当日中の提出を求め、その後提出された。しかし、この診断書は、申請書類との整合を図るため法人自ら作成したものであった。なお、局は本補助金の審査に際し根拠資料である診断書を確認していない。</p> <p>平成30年財政援助団体等監査において、局は本事業の補助金審査に際し申請された実績数値等について根拠資料を確認せずに補助金を交付していたことから、審査体制の改善に向けた意見・要望を受けている。これは、対象施設が約1,000施設と多数、かつ、アレルギー児対応を含む加算項目が多岐にわたり複雑であることから、局が、現地指導対象とする一部の施設を除き、団体からの実績数値について、根拠資料の確認を行っていないため補助金過大交付の防止の徹底が図られていないことによるものである。</p> <p>法人は、補助金の申請を適正に行われたい。</p> <p>局は、補助金の審査体制の改善を速やかに行われたい。</p>	<p>① 施設が保育サービス推進事業を運用する際に主として参照する「加算項目説明資料」のQ&Aを追記する等の修正を行い、施設がよりわかりやすくなるように改善した。</p> <p>【2-U】</p> <p>② 施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、適正な申請に資するよう大幅に改良し、令和2年2月3日に各団体に配布した。【2-U】</p> <p>③ 例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で①の各加算項目説明資料や、②の参考様式について施設宛てに説明を行い、更なる制度の理解を図った。【2-E】</p> <p>④ 例年、新規開設施設全施設及び既存施設10施設について現地調査を実施しているが、令和2年度においては、既存施設の調査数を10施設から20施設へ拡充した。</p> <p>【2-U】</p> <p>⑤ 特に算定誤りの多い「アレルギー児対応」について、適正な審査を行うことができるよう、施設が実績数値の根拠資料として作成・保管している「保管様式」について、令和元年度から、全施設への提出依頼及び審査を行い、審査方法の改善を図った。【2-U】</p> <p>⑥ 施設が補助制度に係る関係資料（補助金交付要綱、加算項目資料等）を確認し、制度を理解した上で、適正な申請及び実績報告の提出を行うよう、令和2年度から、全施設へ「誓約書」の提出を依頼する。</p> <p>【2-U】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
37	福祉保健局	<p>保管様式の誤った入力制限を是正し、適切な額の補助金を交付できるようにすべきもの</p>	<p>局は、社会福祉法人等が設置する保育園に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を交付している。この補助金に設けられている特別保育事業等推進加算のうち、「零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施」は、零歳児の定員が9人以上であること等を要件として、毎月初日の零歳児在籍数に補助単価を乗じた額が加算される。</p> <p>ところで、法人Aが設置する保育園Bは、この加算要件を充足しているにもかかわらず、Bの平成29年度の零歳児の在籍数は、合計105人のところ、実績報告を見ると、4月、5月及び6月の在籍数の記載がなされており合計95人となっていた。</p> <p>これは、局が作成した保管様式の誤った入力制限により4人以下の入力ができず、実績報告が適切に行えなかったためである。</p> <p>局は、要件を充足する保育園が適切に補助金の交付を受けられるよう保管様式を是正し、適切な額の補助金を交付できるようにされたい。</p>	<p>① 令和元年度の補助金においては、保管様式の誤りについて各団体に連絡し、加算項目に該当する施設に個別対応することにより適正な交付申請が行われるよう対応した。</p> <p>【2-U】</p> <p>② 令和2年度以降の補助金については、保管様式を修正した。</p> <p>具体的には、定員記載欄を設け、最初に当該欄に定員数を入力し、要件を満たすことを確認した上でないと毎月初日の在籍零歳児数欄に入力できないようにする。一方で、定員数を記載し、取扱人員要件を満たすことを確認した後は、毎月初日の在籍零歳児数の欄自体は入力制限を設けず、4人以下の場合でも入力可能とした。</p> <p>修正した保管様式は、令和2年7月31日に各施設宛てに周知した。</p> <p>【2-U】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	
38	福祉保健局	<p>補助金交付要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに補助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求めべきもの</p>	<p>局は、東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき、法人等が保育士等の処遇改善のため賃金改善を実施した費用の一部を補助している。</p> <p>この補助金は、在籍児童数を基礎として算定した額と実支出額とを比較し、少ない額を交付額とするものである。</p> <p>ところで、この実支出額の算出手順の前提として、基準年度賃金総額を算出する必要があり、この算出方法は、保育士等が基準年度に支給される給与を個別に求めた上で、国家公務員の給与改定を踏まえた公定価格における保育士等の人件費について基準年度以降の改定率を合計し、その率を乗じることとされている。</p> <p>しかしながら、基準年度の給与台帳等を参考に全保育士等の給与水準を当てはめることは、事務負担が大きく煩雑であるとして、法人等がこの算出を行っていない事例が見受けられた。このことは、局が、実支出額の算出方法の指導を法人等に対して十分に行っていないことによるものであり、結果として、補助金額の確定に当たり、賃金改善に要した費用が補助金に充たっていることを確認していない。</p> <p>局は、補助金交付に当たって、法人等に対し、要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに、補助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求められたい。</p>	<p>補助金額の確定に当たり、令和元年度から、実績報告の添付書類として、保育士等一人ひとりの賃金改善額を確認できる「賃金改善明細書」の提出を全施設へ依頼した。【2-U】</p> <p>また、実績報告が適切に行われるよう作成要領を改良し、実績報告作成の直前期である令和2年5月29日に周知することで注意喚起を行った。</p> <p>【2-E】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
						◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
39	福祉保健局	寄付金の受領について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行うべきもの	<p>局は、老人福祉施設整備費補助要綱に基づき、法人等が社会福祉施設を整備した場合の経費の一部を補助している。</p> <p>法人が設置する施設について寄付金台帳を見たところ、法人は施設整備工事の契約相手方の代表者から、施設の竣工後の平成31年2月23日に当該施設宛の寄付3万円を受領していることが認められた。</p> <p>しかしながら、局は、平成29年度老人福祉施設整備費補助要綱において、補助条件として、契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならないと定めている。このことから、法人が施設整備工事の契約相手方の代表者から、竣工後に寄付を受領しているのは適切でない。</p> <p>局は、寄付金について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行われたい。</p>	<p>寄付金3万円については、令和元年10月29日に法人より寄付者に返還された。【1-ア】</p> <p>例年、補助協議予定者を対象とした説明会において契約の相手方等からの資金受領の禁止について説明している（令和2年3月実施分については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明会は中止し、ホームページに資料を掲載した。）。</p> <p>また、年5回程度実施する補助内示事業者に対する説明会においても、寄付金受領を含む注意事項について記載した資料を配布することとし、令和元年11月、令和2年6月及び同年8月に実施した説明会において重ねて注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>さらに、実績報告の際に法人に提出を求める書類に、補助要綱の趣旨を理解し寄付金を受けていない旨を確認する項目を設け、令和2年度分の補助の実績報告から運用している。【2-イ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					○					◎		○
40	福祉保健局 (公益財団 法人城北労働・福祉センター)	越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にすべきもの	<p>局は、年末年始の労働事情等のため就労できず、生活に困窮している山谷地域居住者を対象に、12月29日に越年相談事業を実施している。財団は、この相談事業のうち、会場整理、生活相談、医療相談等の業務を局から受託している。</p> <p>この経費の内訳を見たところ、財団は、越年相談事業に従事した職員に対して、「越年手当（旅費を含む）」を支給していることが認められた。</p> <p>しかしながら、財団の給与規程及び旅費規程には、「越年手当」について定める規定はない。休日に受託業務に従事した職員に対する対価について、明確な根拠がないことは適切でない。</p> <p>財団は、越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にされたい。</p>	<p>令和2年7月1日付けで財団の給与規程に越年相談業務手当に関する条文を加える規程整備を行い、支給根拠の明確化を図った。【2-ア】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎			

〔令和元年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
41	戦略政策情報推進本部	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入において、調定額及び収入未済額が各10万7,962円過大に計上されている。	<p>過大に計上されていた調定額及び収入未済額10万7,962円について、令和2年6月29日に、財務会計システムにより更正処理を行った。</p> <p>【1-ウ】 指摘内容について、担当内会議において共有を行い、再発防止の周知徹底を行った。</p> <p>今後、収入未済の繰越時には、収入未済額の調査・確認を徹底し、調定登録等の際に主担当と副担当の複数チェックを行うとともに、誤りがあつた際には速やかに更正処理を行うこととした。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	
42	総務局	物品が登録漏れとなっているもの	物品5点(サーモグラフィ)が登録漏れとなっている。	<p>登録漏れとなっていた物品5点について、令和2年6月9日に、物品管理システムに登録した。</p> <p>また、財務諸表における複式仕訳についても適正に処理を行った。</p> <p>【1-ウ】 緊急事態時における物品の寄贈は今後も想定されることから、寄贈物品のリスト化とともに、物品の登録漏れがないよう事務フローと合わせて部内での共有を図った。</p> <p>局としては、寄贈物品の所管について、可能な限り速やかに関係部局との調整に努めていくとともに、局研修等を通じて改めて物品管理システムへの登録について周知し、引き続き寄贈物品の適切な登録処理を行っていく。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	○
43	総務局	債権が過大計上となっているもの	債権5万5,000円(敷金)が過大に計上されている。	<p>令和2年10月21日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】</p> <p>所管担当部署においては、敷金に係る事務手続に関し、債権として適正に管理するよう、引継事項として明記し、年度を跨いだ事務手続においても処理に遺漏のないよう体制整備を行った。</p> <p>また、令和2年9月30日付2総総企第974号により、公有財産増減異動通知書の提出に係る局内の依頼文において、記載漏れ等がないよう、注意事項として明記するとともに、メール文においても監査指摘事例の紹介を行い、局内の再発防止に向け、周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎				○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
44	財務局	債権が計上漏れとなっているもの	債権2万8,000円(駐車場の敷金)が計上漏れとなっている。	局計理及び所管部において、令和2年9月11日に、再発防止に向けてそれぞれの担当者と課長代理による複数チェックを行うよう改めて確認し、業務マニュアルに追記することにより翌年度以降の事務手続についても遺漏がないよう体制整備を行った。 【2-エ】 令和2年9月30日、債権増減異動通知書作成時の依頼にあわせ、各部計理担当者を通じて、今回指摘のあった敷金以外も含め、今後記載漏れ等がないよう改めて周知を図った。 【2-エ】 令和2年10月26日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎					○
45	都市整備局	(決算計数について) 土地が登載漏れとなっているもの (予算の執行状況等について) 財産処理を適正に行うべきもの	(決算計数について) 土地3,980.20㎡(環状2号線地区再開発事業用地(メトロ工区)ほか4件)が登載漏れとなっている。 (予算の執行状況等について) 局は、環状第二号線を交通開放しており、その環状第二号線の一部(以下「メトロ工区」という。)では、東京地下鉄株式会社(以下「東京メトロ」という。)が、地下鉄日比谷線新駅(虎ノ門ヒルズ駅)建設のため、令和4年度末まで工事を施工することとなっている。 局は、メトロ工区内の新駅建設工事について、東京メトロと覚書を交わしており、当該工事期間中の道路の維持管理等を東京メトロが負うものとした上で、局と東京メトロが完成した道路を建設局へ引き継ぐものとしている。このことから、局は、メトロ工区の実質的な管理者となっている。 ところで、市街地再開発事業において整備した道路は、都市再開発法により、工事完了公告の翌日に、新たに所有者となるべき者に帰属することとなっている。そこで局は、工事完了公告のあった日の翌日に、メトロ工区を道路管理者となるべき建設局に引き継ぐため、都市再開発事業会計に計上されていたメトロ工区を資産から除いている。 しかしながら、令和元年度末現在、メトロ工区は、東京メトロによる新駅建設工事が完了していないことから建設局に引き継がれておらず、また、局所管の財産に関する調査にも登載されていない状態となっており、適正でない。 局は、メトロ工区の実質的な管理者であることから、メトロ工区を一般会計の土地として登載し、財産処理を適正に行われたい。	登載漏れとなっていた土地5件について、令和2年9月11日に、財産情報システムに登録した。【1-ウ】 今後、同様の事例が発生した場合における関係部署間での速やかな引継手続の実施について注意を喚起し、やむを得ない理由により引継ぎに時間を要する場合の協議及び適切な会計処理の実施について定めた。 また、このことについて、市街地整備部は令和2年9月16日付け「所管事業完了時における適切な財産登録等の会計処理について」を同日付けで第一市街地整備事務所、第二市街地整備事務所へ文書送付し周知を図るとともに部内各課に対しても同様に周知した。 両市街地整備事務所では当部からの周知依頼に基づき令和2年9月23日開催の所課長会議題として周知し、注意喚起を図った。【2-ウ】								
			1		2							
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
					◎				○			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
46	住宅政策本部	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款)保証金収入(項)定期借地権保証金収入(目)定期借地権保証金収入において、調定額及び収入未済額が各300万円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額300万円について、令和2年8月18日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-U】 令和2年8月17日の都営住宅経営部・部課長会において、「収入未済額繰越一覧表」は課内で回覧し、複数チェックを行うこととし再発を防止することを周知徹底した。 【2-U、2-E】			
	1				2		
	ア	イ			ウ	エ	ア
		◎				○	○
47	住宅政策本部	建物が過大登載となっているもの	建物177万8,779.35㎡(北青山三丁目アパート(1号棟))が過大に登載されている。	過大に登載されていた建物について、令和2年6月29日に、財産情報システムに修正登録した。 【1-U】 令和2年7月17日の住宅政策本部長会並びに同月20日及び令和2年8月17日の都営住宅経営部・部課長会において、公有財産台帳の登録時は、必ず担当者及び課長代理の複数チェックによる確認を行うこととし再発を防止することを周知徹底した。 【2-U、2-E】			
	1				2		
	ア	イ			ウ	エ	ア
		◎				○	○
48	環境局	会計処理において還付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款)使用料及手数料(項)手数料(目)環境手数料において、還付未済額及び収入未済額が各30万円過大に計上されている。	過大に計上されていた還付未済額及び収入未済額30万円について、令和2年8月26日に財務会計システムにおいて更正処理を実施した。 【1-U】 令和2年8月26日に当該事例における財務会計システムの適正な手続について、所管の担当係間で周知・徹底を図った。 【2-E】 今後、過誤納還付資金を精算戻入する際は、還付未済額及び収入未済額が過大に計上されないよう、適正に財務会計システムの処理を行うとともに、所管担当者及び総務部経理課において複数のチェックを行う。 【2-U】			
	1				2		
	ア	イ			ウ	エ	ア
		◎				○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
49	福祉保健局	会計処理において調定額、還付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの	<p>(ア) (款) 使用料及手数料 (項) 使用料 (目) 福祉保健使用料において、調定額及び収入未済額が各169万円過大に計上されている。</p> <p>(イ) (款) 諸収入 (項) 貸付金元利収入 (目) 福祉保健費貸付金元利収入において、還付未済額及び収入未済額が各157万5,000円過大に計上されている。</p> <p>(ウ) (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入において、調定額及び収入未済額が各43万7,000円過大に計上されている。</p>	<p>(ア) 過大に計上されていた調定額及び収入未済額169万円について、令和2年6月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>今後同様の事例が生じた場合には、担当者間で複数チェックを行うとともに速やかに更正処理を行うことを周知徹底した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>(イ) 過大に計上されていた還付未済額及び収入未済額157万5,000円について、令和2年8月19日に、財務会計システムにより更正処理を行った。</p> <p>【1-ウ】</p> <p>特例的な案件を扱う際は、事務処理手順を会計担当に確認し、慎重に処理及び審査を行う。</p> <p>また、上記の事務処理手順を、令和2年9月1日付けでマニュアルにも追記した上、起案者と確認者による複数チェック体制をとる。【2-ウ】</p> <p>(ウ) 過大に計上されていた調定額及び収入未済額43万7,000円について、令和2年6月15日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>今後同様の事例が生じた場合には、担当者間で複数チェックを行うとともに速やかに更正処理を行うことを周知徹底した。</p> <p>【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎				○	
50	福祉保健局	土地が登載漏れとなっているもの	土地42.81㎡(小山児童学園敷地2)が登載漏れとなっている。	<p>登載漏れとなっている土地について、令和2年7月21日に、インフラ区分を修正し、財産情報システムに登録した。【1-ウ】</p> <p>令和2年9月1日付けで「都立児童養護施設 公有財産所管換え事務マニュアル」を改定し、過年度修正の場合の注意点を記載した。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎				○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
51	福祉保健局	物品が過大 登載及び登 載漏れと なっている もの	<p>(ア) 物品 2 点 (バスケットゴール) が過大に登載されている。</p> <p>(イ) 物品 5 点 (食器洗浄機ほか 4 点) が登載漏れとなっている。</p>	<p>(ア) 過大登載となっていた物品 2 点について、令和 2 年 7 月 1 5 日に、物品管理システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>少子社会対策部は、育成支援課 (施設所管課) と計画課 (物品出納員) において、マニュアルに基づき、年度末に両課で相互チェックを行うよう改めて周知した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>(イ) 登載漏れとなっていた物品 5 点について、令和 2 年 7 月 2 2 日までに、物品管理システムに登録した。【1-ウ】</p> <p>医療政策部及び障害者施策推進部は、下記の取組により確認体制の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 点の登録漏れが発生した医療政策部では、担当者間の引継ぎを徹底するとともに、物品管理システムでの登録又は削除作業後、指定管理者から提出される供用物品整理簿及び使用不適品報告書とシステムから出力した帳票との突合について、確認様式を作成し、削除担当者・課長代理による複数チェックを行う。【2-ウ】 1 点の登録漏れが発生した障害者施策推進部では、指定管理者から都へ報告書類を送付する際は、送付書類一覧表にチェック欄を設け、担当者に書類が渡ったかを確実に管理する。 <p>また、指定管理者が報告書類をメールで送信する際は、メール本文にて内容を明示するとともに、電話等で改めて確認を行う。</p> <p>さらに、物品管理担当者を設置し、指定管理者から物品一覧表が送付された際は、システム登録情報との照合を確実に実施する。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							○				◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
52	福祉保健局	債権が計上漏れとなっているもの	債権148万8,913円(東京都医師奨学金貸与金ほか1件)が計上漏れとなっている。	<p>令和2年10月30日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正を行った。【1-ウ】</p> <p>【東京都医師奨学金貸与金】</p> <p>医療政策部は、債権増減異動通知の作成に当たっては、改めて担当職員内で複数チェックを行うことを共有した。【2-ウ】</p> <p>【女性福祉資金貸付金】</p> <p>少子社会対策部は、毎月の調定を行う際、「歳入歳出外現金の実績報告書」により各市から報告される貸付額及び調定額と、福祉統計システムの入力データを突き合わせ、それぞれの集計表に担当者と課長代理によるチェック欄を設け、複数チェックを行う。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎				○		
53	産業労働局	出資による権利が過大登載となっているもの	出資による権利56万5,223円(公財)都中小企業振興公社出えん(中小企業技術活性化支援)が過大に登載されている。	<p>出資による権利に過大に登載されている56万5,223円については令和2年8月17日に財産情報システムで修正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>局は、令和2年8月28日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対しても再発防止を図った。</p> <p>商工部は、令和2年8月31日付けで、部内職員に監査の結果を周知し、団体から出えん金に関する報告があった際、確認を徹底するよう注意喚起を図った。また、(公財)東京都中小企業振興公社に対しても、同日、都に出えん金に関する報告を行う際、確認を徹底するよう周知を図った。【2-エ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	
54	建設局	土地が過大登載となっているもの	土地20,335.79㎡(連続立体交差事業予定地(JR南武線)ほか202筆(R2譲与払分)ほか2件)が過大に登載されている。	<p>過大に登載されていた土地について、令和2年7月31日に、財産情報システムから削除した。【1-ウ】</p> <p>道路建設部は、財産情報システムの登録内容を財産取得等の起案文書に添付することにより、システムの処理内容について、担当者及び課長代理、他路線の担当者による複数チェックを徹底することとした。</p> <p>令和2年8月27日の課長代理会において、指摘内容について情報共有をし、各課長代理から各担当へ今後の適切な処理について周知し、再発防止を図った。【2-ウ】</p>				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎				○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
55	建設局	建物が過大 登載となっ ているもの	建物21,06㎡(野川公園四阿ほ か2件)が過大に登載されている。	過大に登載されていた建物につい て、令和2年9月2日に、財産情報シ ステムから削除した。【1-ウ】 西部公園緑地事務所は、建築物等の 行政財産を撤去する際には管理課に事 前に連絡し情報共有するよう、令和2 年8月21日付「行政財産(建物)の 除却手続きについて」を各課に発出 し、再発防止を図った。 令和2年8月25日の西部公園緑地 事務所課長会にて、改めて指摘事項、 再発防止策について再周知を行った。 【2-エ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	
56	港湾局	債権が計上 漏れとなっ ているもの	債権5万4,000円(保証金)が 計上漏れとなっている。	令和2年10月28日、債権増減異 動通知書を会計管理者へ提出し、修正 手続を行った。【1-ウ】 令和2年9月29日、局内関係部所 に本件指摘主旨を周知する通知を発出 し、注意喚起を行った。【2-エ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎					○	
57	東京消防庁	物品が過大 登載となっ ているもの	物品2点(特種用途自動車)が過大 に登載されている。	物品2点について、令和2年7月2 日に物品管理システムから削除した。 【1-ウ】 「物品管理システムの削除につい て」(令和2年7月2日経理契約課長 決定)により過大登載に至った原因を 明らかにするとともに、登録根拠書類 の処理の流れ及び登録後の確認要領を 整理し再発防止策を担当内で周知し た。【2-ウ】 「令和元年度各会計歳入歳出決算審 査の実施結果等について」(令和2年 9月23日財務課長通知)において、 当該決算審査の結果報告を庁内に通知 し、適正な物品管理事務の推進につ いて周知を図った。【2-エ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		○			◎		○	
58	教育庁	会計処理に おいて調定 額及び収入 未済額が過 大計上及び 過小計上と なっている もの	(ア) (款) 諸収入(項) 雑入(目) 納付金において、調定額及び収入 未済額が各352円過大に計上さ れている。 (イ) (款) 諸収入(項) 雑入(目) 納付金において、調定額及び収入 未済額が各10万9,941円過 小に計上されている。	総務部は、過大に計上されていた調 定額352円について、令和2年9月 7日に、財務会計システムにより更正 処理を行った。 また、過大に計上されていた調定額 10万9,941円について、令和2 年9月4日に、財務会計システムによ り更正処理を行った。【1-ウ】 部は、令和2年9月9日付事務連絡 を発出し、今後歳入調定を行う際は、 事務担当者が起案文書・歳入調定登録 書・納付書の3点の納付科目が合っ ていることを必ず確認し、給与担当者 による複数チェックを行い、人事異動 により事務担当者が変更となる際は、 事務担当者が未納案件について後任者 に確実に引継ぎを行うことなど、再発 防止について周知・徹底した。また、 給与担当内で、特例処理、収入未済の 手続について、チェックリストを作成 して事務処理の流れの可視化を行った。 【2-ウ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
		◎				○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
59	警視庁	建物が過大登載及び登載漏れとなっているもの	(ア) 建物17.22㎡(三鷹警察署北野駐在所の一部)が過大に登載されている。 (イ) 建物1万2,320.47㎡(下谷警察署庁舎(含む寮)の一部ほか2件)が登載漏れとなっている。	<p>過大登載されていた三鷹警察署北野駐在所は令和2年8月4日、登載漏れとなっていた下谷警察署庁舎(含む寮)ほか2件は同年7月20日に、財産情報システムにおいて誤びゅう訂正を行った。【1-イ】</p> <p>また、同種事案を防止するため、令和2年8月31日に、公有財産台帳の入力に当たりチェックすべき項目と複数チェックの担当者を明示した「公有財産台帳等作成時の確認票」を作成した。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎					○
60	警視庁	商標権が登載漏れとなっているもの	商標権2件(ストップ君∞警視庁ほか1件)が登載漏れとなっている。	<p>登載漏れとなっていた商標権2件は、令和2年7月21日に、財産情報システムにおいて新規登録(設定受)を行った。【1-イ】</p> <p>また、同種事案を防止するため、令和2年9月1日に、無体財産権の公有財産台帳への登録時期等を庁内に周知徹底させる文書「知的財産権(特許権、商標権、著作権等)の適正な管理及び現況調査について」を發出し、さらに、年度末にも同様の文書を發出し、管理の徹底を図る。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎					○
61	警視庁	物品が過大登載及び登載漏れとなっているもの	(ア) 物品1点(ダウンコンバータ)が過大に登載されている。 (イ) 物品2点(スイッチャーほか1点)が登載漏れとなっている。	<p>過大登載されていた物品1点について、物品管理システムから令和2年7月29日に削除した。また、登載漏れの物品2点についても、同日に物品管理システムに登録した。【1-イ】</p> <p>交通管制課内における物品管理に関する連絡会議を令和2年8月7日に実施した。同会議にて、担当者間の業務連絡を徹底するとともに、物品の登載漏れ、登載誤り等が発生しない枠組みを確立した。なお、工事起案から物品登載までのフローチャートを作成し、物品担当者と工事発注担当者の情報共有を図った。さらに、物品担当者と工事発注担当者が物品登載事務を適正に行えるよう、工事発注書類の「細目内訳書」の様式変更を行い、登載する物品の明確化を図るとともに、物品担当者と工事発注担当者の相互チェック及び情報共有を行うこととした。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		◎					○
62	収用委員会 事務局	会計処理において調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの	(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入において、調定額及び収入未済額が各1,478円過大に計上されている。	<p>令和2年6月26日に、過大計上となっていた収入未済額について、財務会計システムにより複式仕訳の更正処理を行った。【1-ウ】</p> <p>令和2年7月31日に、経理担当課である総務課の総務課長と経理担当とで、複数体制での調査・確認など再発防止策についての検討を行った。さらに、その内容についてまとめた文書を作成し、今後の再発防止の徹底を図った。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
		○					◎

令和 2 年度
登録第 6 号

令和 2 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第 2 回）

令和 2 年 1 1 月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電 話 03 (5321) 1111 (代表)
都庁内線 55-531
03 (5320) 7017 (直通)
URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>
印 刷 株式会社 三州社
電 話 03 (3433) 1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。